



組 合 報

協同組合アキュムレーション 広報委員会 2019年1月 VOL. 30

<http://accumulation.or.jp>

組合HPリニューアルしました！

組合員の皆様へ

貴社におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成最後の年がスタートして、早くも1カ月が過ぎようとしておりますが、皆様如何お過ごしでしょうか？
巷ではインフルエンザが大流行し、直近での推定患者数は207万人と2009年の測定開始以来の最多数を更新したとのこと。日本の冬に慣れていない実習生の健康管理には十分ご留意頂きますようお願い致します。

技能実習修了について

新法（技能実習法）では、実習期間の最終日（満了日）まで実習を行わないと「技能実習を修了」したとみなされません（旧法では、実習の8割を終えていれば修了とみなしていたのですが、新法で運用が変わりました）。技能実習を修了せずに途中帰国する場合、（たとえ満了日の1日前であっても）「技能実習実施困難時届出書」及び実習生自筆の理由書（途中帰国は実習生自らの意思であり、誰かに強要されたものではないことを証明するため）を機構に提出する必要があります。

2号生が実習を修了せず、途中帰国したとしても、随時3級の検定試験に合格していれば、3号の実習に進むことに支障はありません。しかしやむを得ない事情がない限りは、実習期間満了日まで実習を行い、実習修了した上で帰国させることを強くお勧め致します。

機構による実習実施先監査について

機構による3年に1度の実習実施先への監査活動が、今年秋頃から活発に行われております。監査の結果、認定計画に従って技能実習を実施していない場合、認定基準を満たさなくなった場合等には、認定の取消しの対象となります。

監査では、実習生より徴収する居住費（家賃）及び光熱費についての指摘が多くされています。新法ではそれぞれ以下のように規定されていますのでご注意ください。

居住費（家賃）

借上げ物件の場合…借上げに要する費用（管理費・共益費含む）を入居する実習生の数で割った金額以内

自己所有物件の場合…実際に建設・改築に要した費用、物件の耐用年数、入居する実習生の数等を勘案して算出した合理的な金額

水道・光熱費

実際に要した費用を、その宿泊施設で実習生や同居している人の数で割った金額以内

技能実習責任者・技能実習指導員・生活指導員の講習について

新しい実習制度では、技能実習責任者は3年に1度、主務大臣が認めた養成講習機関が実施する「養成講習」を受講しなければなりません（経過措置により2020年3月31日までは適用が猶予されています）。技能実習指導員・生活指導員についてはそのような受講義務はありませんが、技能実習3号に進む際に必要な「優良な実習実施者」の認定を受けるにあたり、本年4月以降、技能実習指導員・生活指導員が講習を受講していることが大きな加点要素となります。技能実習を進めるにあたって必要な知識、情報を得られる有用な講習ですので、是非、受講されるようお願いいたします。下の厚生労働省のHPに技能実習責任者講習を行っている養成講習機関のリストと日程が載っています。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

これらの養成講習機関は技能実習指導員、生活指導員の講習もやっていますので、それぞれの会社のHPでご確認下さい。

介護事業の追加について

昨年9月14日の臨時総会におきまして、当組合の組合員の資格に「老人福祉・介護事業」を追加することが議決されました。その後、12月14日付にて関係行政庁の認可を頂き、現在、外国人技能実習機構に介護事業の追加を申請中です。順調に行けば、今春より介護の技能実習生受入れ事業を開始致します。今後更に事業の拡大を目指し、組合員の皆様の事業に貢献してまいりたいと存じますので、何卒宜しくお願い致します。

新人ご紹介

組合の新人2名をご紹介します。

チャンさん（左）、ダット君（右）です。

2人ともベトナム語通訳ですが、在日経験が長く、日本語もペラペラです。

皆様の会社にも伺うことがあるかもしれませんので宜しくお願い致します。



緊急連絡先（24時間）

【事務局】 TEL : 048-755-9591 FAX : 048-755-9827

【組合職員携帯】 090-8089-7705（李） 070-3667-8667（杉戸）

070-5364-0341（石田） 070-6520-6943（チャン） 070-3243-3453（ダット）